

ネットとうほく 2018 (検) 第 6 号-5

2020 年 (令和 2 年) 3 月 26 日

愛知県名古屋市西区名駅 3-10-17 IT 名駅ビル 2 号館 6 階

サンテクレアール株式会社

代表取締役 小 向 廣 壽 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

2019年12月23日付回答書を拝見いたしました。当団体からの申入れ及び要請についてご検討いただき、いずれの点についても書面の修正等のご対応をいただけるとのこと、誠にありがとうございます。

また、2020年1月31日付で商品購入契約にかかる申込書面及び契約書面等の改定案をお送りいただきありがとうございました。連鎖販売取引にかかる各書面については、追って修正したものをお送りいただけるとのことでしたので、引き続きご報告をお待ちしております。

送付頂いた商品購入契約にかかる申込書面等改訂案については、当団体からの申入れ及び要請事項につき概ねご対応いただいていると考えておりますが、クーリング・オフに関する下記の点については再度ご検討いただきたくお願いいたします。(なお、改定いただいた内容のうち、各書面第4条(2)の「瑕疵担保責任」については、2020年4月1日以降は改正民法により「契約不適合責任」に変わります。)

記

「お申込みの内容」及び「ご契約の内容」の各8条3項の消耗品等のクーリング・オフに関する規定(健康食品・化粧品を費消・使用した場合は、価格×消費・使用本数を負担頂く旨の規定)は、訪問販売の場合には消耗品についてクーリング・オフの適用除外(特商法第26条第5項)があることからクーリング・オフできない費消・

使用分の代金の支払いを求める趣旨の規定と理解されます。連鎖販売取引には消耗品の適用除外はないため、上記規定に定める代金の支払を求めることはできないこととなりますが、当該書面がこのまま連鎖販売取引に伴う商品購入に用いられた場合等には、なお消費者に誤解を生じさせる可能性があるものと考えます。そこで、「連鎖販売取引に伴う商品購入の場合は除く」旨を明記するなど、誤解が生じないような記載内容への改訂をご検討ください。

また、対象として「(商品並びに進呈品)」とありますが、「進呈品」が記載されている趣旨が不明です。無料で進呈されたものであればそもそもクーリング・オフによる返金は問題にならないはずですので、この括弧書きの削除等をご検討ください。

なお、修正等に時間を要する場合には、4月上旬を目途に一度進捗状況をお知らせいただけますようお願いいたします。

以上